

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会の設置について

令和3年8月6日
科学技術・学術政策局長
研究振興局長

1. 趣旨

大学等における研究設備・機器は、あらゆる科学技術イノベーション活動の原動力となる重要なインフラであり、科学技術が広く社会に貢献する上で必要なものである。このため、基盤的及び先端的研究設備・機器の持続的な整備と、これらの運営の要としての専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図ることが不可欠である。また、これらの研究基盤は、多数の研究者に活用されてこそ、その価値が高まるものであることから、広く共用されることが重要であり、共用は、研究者がより自由に研究に打ち込める環境の実現や限られた研究資金による研究効果の最大化にも資するものである。

このような認識の下、各大学等において、研究基盤が経営資源の一つとして戦略的に活用・運用されるよう、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）では、2021年度までに国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定し、2022年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を行うこととされている。

このため、大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を検討する場として、「大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等について

3. 実施方法

- ・検討会は別紙委員をもって構成することとする。
- ・検討会には座長を置く。
- ・座長は、検討会の事務を掌理する。
- ・座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- ・検討会の会議及び議事は原則として公開で行う。ただし、座長が非公開が適切であると認める場合には、非公開とすることができる。
- ・この他、運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮った上で定める。

4. 実施期間

令和3年8月6日から令和4年3月31日までとする。

5. その他

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得て、以下の事務局が行う。

- ・ 科学技術・学術政策局研究開発基盤課（代表）
- ・ 研究振興局学術機関課

また、高等教育局から、大学振興課、専門教育課、国立大学法人支援課、私学部がオブザーバーとして参加する。

(別紙)

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の
策定に関する検討会委員名簿

- ◎ 江端 新吾 国立大学法人東京工業大学総括理事・副学長特別補佐、戦略的
経営オフィス教授
- 植草 茂樹 植草茂樹公認会計士事務所所長
- 岡 征子 国立大学法人北海道大学グローバルファシリティセンター機器分
析受託部門／設備リユース部門長
- 上西 研 国立大学法人山口大学理事・副学長（学術研究担当）・大学院技術
経営研究科教授
- 小泉 周 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特任教授
- 高橋 真木子 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授、大
学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事
- 龍 有二 公立大学法人北九州市立大学副学長

◎：座長